

一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページバナー広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人埼玉県教職員互助会(以下「互助会」という。)が公開・管理するホームページに掲載するバナー広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 一般財団法人埼玉県教職員互助会ホームページ(以下「互助会ホームページ」という。)

互助会が管理するホームページで、<https://gojo-saitama.jp/> で始まるものをいう。

(2) バナー広告

広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の社名・団体名等を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(バナー広告の規格等)

第3条 バナー広告を掲載する位置及び枠数、規格については、原則として次のとおりとする。

(1) 位置及び枠数

互助会ホームページの下部または右側 : 8枠以内

(2) 規格

大きさ : 縦160ピクセル×横400ピクセル

データ形式 : GIF(アニメ不可)もしくは JPEG

データ容量 : 8KB以下

(バナー広告の内容及び基準)

第4条 バナー広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、互助会の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、会員に不利益を与えないものとし、別に定める基準に適合するものでなければならない。

(バナー広告の掲載期間)

- 第5条 バナー広告を掲載する期間は、原則として、連続する3か月から12か月までの範囲内で、1か月を単位として互助会と廣告主との同意により定める。
- 2 バナー広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という)は、原則として当該廣告を掲載する月の第1日とする。
 - 3 バナー広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という)は、原則として当該廣告を掲載する月の最終日とする。
 - 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月31日に当たる場合は、互助会が別に定める。
 - 5 互助会は、サーバーの保守等のため互助会ホームページの公開を停止する場合も、廣告掲載の期間は延長しないものとする。

(廣告主の募集)

- 第6条 广告の募集は、互助会が互助会ホームページの管理状況等を勘案し、その時期、廣告掲載の位置、廣告枠数等を決定し、互助会ホームページへの掲示その他の方で行うものとする。

(掲載の申込み)

- 第7条 广告掲載を希望する者は、广告掲載利用申請書(様式第1号)を互助会が定める日までに互助会に提出しなければならない。

(掲載の決定)

- 第8条 互助会は、前条に規定する广告掲載利用申請書の提出があった場合は、第4条の規定に基づき、その内容を速やかに審査し、掲載の可否を決定する。掲載の可否は、广告掲載利用決定(非決定)通知書(様式第2号)により申込者に通知する。
- 2 互助会は、提出されたバナー廣告案の内容が第4条の規定に反すると判断した場合は、申込者に対して修正を求めることができる。
 - 3 第1項の決定にあたり、互助会は申込者に対して必要な調査又は書類の提出・提示を求めることができる。

(バナー広告の提出)

- 第9条 广告主は、互助会が指定する日までに当該バナー広告の電磁的記録を互助会に提出しなければならない。
- 2 前項により提出されたバナー広告の修正については、前条第2項の規定を準用する。

(広告掲載料)

- 第10条 広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、原則として1か月10,000円(互助会の割引購入指定店又は割引協定を結んでいる施設等については1か月5,000円)とする。ただし、広告掲載の期間、位置、互助会ホームページの加工経費等を勘案し、別に定めることができる。
- 2 広告主は、理事長が指定する日までに広告掲載料を前納しなければならない。
 - 3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。
 - 4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した日の属する月以降に係る既納の広告掲載料とする。

(掲載の取消し)

- 第11条 互助会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちにバナー広告の掲載を取り消すことができる。
- (1) 第4条の規定に反すると判断したとき。
 - (2) その他、バナー広告の掲載を継続することが適切でないと互助会が判断したとき。
- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、互助会は広告主に取消理由を付した書面により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載を取り消した場合、互助会は広告主に対して一切の補償は行わないものとする。

(掲載の取下げ)

- 第12条 広告主は、自己の都合により、バナー広告の掲載を取り下げができる。
- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、広告掲載利用変更(中止)届(様式第3号)により互助会に申し出なければならない。
 - 3 第1項の規定によりバナー広告の掲載が取り下げられた場合、互助会は広告主が互助会に納入済みの広告掲載料の還付は行わないものとする。

(バナー広告の変更)

- 第13条 広告主は、バナー広告の掲載開始日が属する月の翌月以降に、当該広告の内容を変更することができる。この場合において、バナー広告の変更は、1か月に1回までとする。
- 2 広告主は、バナー広告を変更しようとするときは、広告掲載利用変更(中止)届(様式第3号)を変更日の20日前までに互助会に提出しなければならない。
 - 3 広告主が、前項の規定によりバナー広告を変更しようとする場合は、第8条第1項及び第2項、第9条の規定を準用する。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、バナー広告及びそのリンク先のホームページの内容、その他、バナー広告に関するすべての事項について、一切の責任を負う。

2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、互助会の判断に従うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、バナー広告の取扱いに関して必要な事項は、互助会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成27年1月5日から施行する。

この要綱は令和3年5月20日から施行する。